

兵庫県の雇用失業情勢等について

I 最近の雇用失業情勢（令和元年10月）〔概要〕

基調判断 **「県内の雇用失業情勢は、着実改善が進んでいる」**

（平成30年7月から）

1 有効求人倍率

◎ 令和元年10月の有効求人倍率は 1.40倍 で、前月から0.01%
下降した。（近畿1.58倍で、前月から0.01%下降。）

- 有効求人数は、101,131人で、前月に比べて1.6%の減少
- 有効求職者数は、72,116人で、前月に比べて1.0%の減少
- 新規求人倍率は、2.17倍で、前月に比べて0.06ポイントの上昇

◎職種別の状況（構造的ミスマッチが固定化）

就職希望者が多い事務職では求人倍率が低調
人手不足分野における職種では求人倍率が高い

常用0.41倍、正社員0.28倍

| | |
|------------|------------------|
| 建設関連 | 常用5.83倍、正社員5.73倍 |
| 介護サービス関連 | 常用4.36倍、正社員2.92倍 |
| 社会福祉（保育含む） | 常用3.02倍、正社員2.47倍 |
| 自動車運転の職業 | 常用2.62倍、正社員2.26倍 |
| 保安の職業 | 常用6.60倍、正社員4.75倍 |

2 正社員等の状況

◎ 令和元年10月の正社員の有効求人倍率は 0.99倍。（全国1.13倍）

- 正社員の有効求人数は、43,518人で、前年同月に比べて0.4%の減少
- 有効求職者のうち常用フルタイムを希望する求職者数は、44,089人で、前年同月に比べて1.7%の減少

II 令和2年3月新規高等学校卒予定者の就職状況等〔概要〕

1 新規高等学校卒業者の状況

◎求人数 17,012件 前年同月より973件増加、前年同月比6.1%増加。

◎就職希望者数 5,626人と前年同月より196人減少、前年同月比3.4%減少。

◎求人倍率は3.02倍と前年同月比0.27P増加。

10月末時点では求人数、求人倍率ともに過去10年間で最高。

- ・ 産業別の求人数は「製造業」が1番多く全体の約39%を占め、次いで「建設業」、「卸売業、小売業」、「医療・福祉」、「運輸業、郵便業」と続き、この5つの産業で全体の約80%を占めている。
- ・ 産業別の前年度に対する増加率では、「宿泊業・飲食サービス業」、「サービス業」以外の産業で増加もしくは前年同数である。
- ・ 職業別の求人数は、「技能工・運転手等」の求人が全体の54.9%を占めているのは前年同月と同様の状況である。
- ・ 職業別の前年度に対する増加率では、「専門・技術・管理」の増加率が1番高い。
- ・ 規模別の求人数は、「299人以下企業規模」からの求人数が全体の83.6%を占め、「99人以下企業規模」で見ると全体の59.1%、「29人以下企業規模」では30.8%を占め中小企業からの求人が大きく占めている。
- ・ 規模別の前年度に対する増減率では、「29人以下企業規模」、「500人以上999人以下企業規模」で11.2%と増加率が大きい。

あなたのキャリアチャレンジを応援します！

就職氷河期世代応援就職相談会

- ・参加事業所（市内事業所4社を予定）によるプレゼンテーションでいろいろな業種・職種を知ろう！
- ・参加事業所採用担当者と座談会形式でざくばらんにお話できます！
- ・応募希望の場合、終了後に面接も受けられます！後日の応募ももちろんOK！

予約不要

2019年12月12日（木）

13:30～14:30

（13:00～13:30の間にお越しください）

ハローワーク神戸5階会議室

参加事業所

（裏面に求人概要を掲載しています！）

武田食品株式会社
（玉子製品製造業）

株式会社タイセイ
六甲国際ゴルフクラブ
（ゴルフ場）

長束鉄工株式会社
（電気機械器具修理業）

丸亀製麺
株式会社トリドール
ジャパン（飲食業）

★正社員としての就業経験が少ない、概ね35歳～54歳までの方対象です！
★事業所採用担当者との貴重な対面の場です。面接にふさわしい服装で参加してください！
★採用担当者の話を聴いて、応募先の情報収集や今後の活動に活かしましょう！

お問い合わせ

ハローワーク神戸（神戸公共職業安定所）

職業相談第1部門

キャリアチャレンジ応援コーナー

TEL 078-362-4575

参加事業所の求人です！



武田食品 株式会社 (兵庫区)

- ・《食品製造》(28010-36427091)
- ・阪神間の有名すし店、料理店、給食会社、デパート、生協に納入する玉子厚焼き、だし巻き、惣菜の製造全般や機械器具の洗浄を行なっていただきます。家族的な雰囲気働きやすい職場です。
- ・賃金 243,000円～243,000円
- ・就業時間 7:45～16:00(1年単位の変形労働時間制)
- ・休日 原則日・木休み(会社カレンダーによる)

株式会社タ イセイ 六甲国際ゴ ルフクラブ (北区)

- ・《運営企画部でクラブハウス勤務》(28010-36426191)
- ・関西屈指の名門会員制ゴルフ倶楽部の運営企画部各部署で、予約・受付事務、Web企画担当、フロント、プロショップ、総務、営業・営業事務のいずれかに携わっていただきます。従業員割引でラウンド・練習場・ゴルフ用品購入ができます。
- ・賃金 180,000円～300,000円
- ・就業時間 7:00～16:00、8:00～17:00、9:00～18:00または7:00～18:00の8時間(シフトによる実働8時間)(1年単位の変形労働時間制)
- ・休日 シフト制(会社カレンダーによる)

長束鉄工 株式会社 (長田区)

- ・《機械組立工・修理工》(28010-36428391)
- ・三菱重工業製品の飲料用無菌充填システム機を全国の大手飲料メーカーへ据付し、修理・定期メンテナンスなどを行うお仕事です。技術を活かす仕事ですので、月に7～15日程度の出張があります。希望により各種免許を取得できる研修制度もあり、安心してお勤めいただけます。
- ・賃金 184,000円～271,000円
- ・就業時間 8:00～17:00(1カ月単位の変形労働時間制)
- ・休日 日・祝・他(祝日のない週の土曜日)、年末年始、お盆、リフレッシュ休暇

丸亀製麺 (株式会社ト リドールジャ パン) (中央区)

- ・《丸亀製麺での店長候補》(28020-26673591)
- ・兵庫県内の丸亀製麺各店舗(ご自宅から通える範囲内)にて店長候補として勤務していただきます。お客様への接客や、うどん・天ぷら等の調理のほか、売上・原価管理やスタッフさんのシフト作成・管理など、店舗経営に関わる幅広い業務をお任せいたします。
- ・賃金 197,572円～232,827円
- ・就業時間 8:00～23:00の間の8時間
- ・休日 シフト制(週休2日制)

勤務条件の詳細は、各事業所にご確認ください。

「氷河期世代専用・歓迎求人」ではありませんが、ほかに募集している職種がある事業所もあります。詳しくは、各事業所にご確認ください。

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

| | | |
|----------------|-------------------------------|--|
| 兵庫県最低賃金 | 時間額 | ☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。 |
| | 899 円 (令和元年10月1日発効) | |

☆特定(産業別)最低賃金

| 最低賃金の適用業種 | 時間額 | 適用する使用者 | 適用除外する労働者 |
|---|-------------------------------|--|---|
| 塗料製造業 | 970 円 (令和元年12月1日発効) | (1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください | • 軽易な運搬又は賄いの業務 • 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務 • (注3)(注4)に留意してください |
| 鉄鋼業 | 963 円 (令和元年12月1日発効) | (1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください | • 軽易な運搬又は賄いの業務 • (注3)(注4)に留意してください |
| はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業 | 942 円 (令和元年12月1日発効) | (1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業 (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)(注1)に留意してください | • 賄いの業務 • 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 • 塗装におけるマスキングの業務 • 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 • 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) • (注3)(注4)に留意してください |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業 | 900 円 (令和元年12月1日発効) | (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください | • 軽易な運搬又は賄いの業務 • 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、ラベル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) • (注3)(注4)に留意してください |
| 輸送用機械器具製造業 | 975 円 (令和元年12月1日発効) | (1)鉄道車両・同部品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同附属品製造業 (4)産業用運搬車両・同部品・附属品製造業 (5)その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部品製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7)(注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。 | • 賄いの業務 • 塗装におけるマスキングの業務 • 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 • 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) • (注3)(注4)に留意してください |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 | 901 円 (令和元年12月1日発効) | (1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください | • 賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 • 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 • (注3)(注4)に留意してください |
| 自動車小売業 ☆自動車の小売と修理を兼ねている事業所であっても主として、小売を行っている事業所、カーアクセサリー小売業、自動車部品・附属品小売業等も該当します。 | 901 円 (令和元年12月1日発効) | (1)自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください | • 洗車又はワックスかけの業務 • 塗装におけるマスキング又はさび止め処理の業務 • (注3)(注5)に留意してください |
| 繊維工業 | 899 円 (令和元年10月1日発効) | 兵庫県最低賃金が、繊維工業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。 | |
| 各種商品小売業 ☆「衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所」が該当します。 | 899 円 (令和元年10月1日発効) | 兵庫県最低賃金が、各種商品小売業最低賃金を上回ったことから、兵庫県最低賃金が適用されます。 | |

- (注1) 適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。
- (注2) 業種区分については、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の分類によりますので、総務省統計局のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)で確認してください。
- (注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。
- (注4) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。
- (注5) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後3か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。
- ※ 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。
- ※ 最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。
- ※ 支払われる賃金のうち次の賃金は最低賃金には含まれません。
- ① 臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ② 時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金 ③ 精進手当、通勤手当、家族手当
- ※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもって実施されるものを指します。なお、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当しません。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。
- ※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(930円未満)を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

詳しくは兵庫働き方改革推進支援センター(TEL 0120-79-1149)へお問い合わせください。

兵庫労働局 ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

※ 令和元年6月5日公布

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、
中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日
までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※ 企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))

※ セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます

- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努める**こととされます

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます

※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

★ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、指針等によりお示しする予定です。

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

※ 令和元年6月5日公布

労働者が101人以上の事業主の皆さま (施行：公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

- (※) 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。
- (※) 今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さま (施行：公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
 - ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
- の各区分から**1項目以上公表**する必要があります。

- (※) 現行は厚生労働省で定める項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。
- (※) 行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します

(施行：公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

- (※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

★ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しています。社内の体制整備に是非ご活用ください。

[あかるい職場応援団 HP](#)

[検索](#)

○ ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

[職場でのハラスメントでお悩みの方へ](#)

[検索](#)

○ 女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

[女性活躍推進法特集ページ](#)

[検索](#)

